ハ　一〇MHzシステム（占有周波数帯幅が四・五MHzを超え九MHz以下のものをいう。以下同じ。）

割当周波数から一〇MHz及び二〇MHz離れた周波数の（±）四・五MHzの帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・二五ミリワット以下、八マイクロワット以下であること。

ニ　五MHzシステム（占有周波数帯幅が四・五MHz以下のものをいう。以下同じ。）

割当周波数から五MHz及び一〇MHz離れた周波数の（±）二・二五MHzの帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・一二五ミリワット以下、四マイクロワット以下であること。

十　帯域外漏えい電力は、次の条件に適合するものであること。

イ　四〇MHzシステム

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八四〇MHz以上四、八七〇MHz以下	二マイクロワット以下
四、八七〇MHzを超え四、八八〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
四、八八〇MHzを超え四、九〇〇MHz以下及び五、〇〇〇MHz以上五、〇二〇MHz未満	一五マイクロワット以下
五、〇二〇MHz以上五、〇六〇MHz以下	二・五マイクロワット以下

ロ　二〇MHzシステム

(1)　変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八八〇MHz以上四、九〇〇MHz以下及び五、〇〇〇MHz以上五、〇二〇MHz以下	一五マイクロワット以下